

所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託公募型プロポーザル

技術提案書作成要領

1 技術提案書について

本技術提案書は、所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託公募型プロポーザルに参加表明書を提出した後、当市より技術提案書の提出要請を受けた事業者が提案を行うためのものである。

2 技術提案書の内容

(1) 基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計業務は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて、発注者と協議の上開始する。

本要領に記載された事項以外の内容を含む技術提案書及び本要領に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提出様式

- ① 様式9 技術提案書（表紙）
- ② 様式10-1（A4縦）業務の実施方針（1枚以内）
- ③ 様式10-2（A3横 2枚以内）提案テーマ（1）～（4）
- ④ 様式12 業務受託参考見積

(3) 提案テーマについて

提案は、所沢市市民医療センター整備基本計画及び関連資料を踏まえ、以下の内容について、具体的かつ簡潔に記述すること。

提案テーマ（1）

建築基準法に関わる許可を見据えた周辺環境への配慮と、外構を含めた新病院のコンセプト、配置イメージについて

提案テーマ（2）

効率的な病院運営を可能とする動線計画や部門配置とともに、将来の病院機能の変化や災害に対応できる施設整備について

提案テーマ（3）

病院スタッフの意見集約・合意形成の手法と、それによる患者に信頼されスタッフが魅力を感じる施設整備について

提案テーマ（4）

再整備基本計画を踏まえたうえで、設計者独自の自由提案について

(4) 作成にあたっての留意事項

- ① 技術提案書は、様式を市ホームページよりダウンロードの上、提出すること。
- ② 作成にあたって、文字の大きさは10ポイント以上とすること。
※ 写真、イラスト、イメージ図に添えるキャプションは10ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさであること。
- ③ 提案は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ④ 視覚的表現は文章を補完するために、必要最小限な範囲において認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- ⑤ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）を使用してはならない。
- ⑥ 技術提案書の提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

3 技術提案書の提出

(1) 本技術提案書の提出は以下による。

- ① 提出様式：本要領に定められた様式とし片面印刷とする。
- ② 提出部数：16部
 - ・ 原本1部、副本15部（原本がカラーの場合は副本もカラーとする）
 - ・ 原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
 - ・ 副本は、様式10-1及び様式10-2のみとし、1部毎に左肩1箇所をホチキス留めすること。
また、本要領に定められた様式以外の表紙をつけることや、ファイル等に綴じないこと。
 - ・ 技術提案書は、用紙サイズに関わらず折らずに提出すること。
- ③ 提出場所
所沢市市民医療センター 事務部総務課 市民医療センター再整備推進室
住 所 〒359-0025 埼玉県所沢市上安松1224-1
電話番号 04-2992-1151
FAX 04-2998-5941
メールアドレス iryo_saiseibi@city.tokorozawa.lg.jp
- ④ 提出期限：令和6年6月20日（木）午後4時まで
- ⑤ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。持参の場合は、事前に市民医療センター再整備推進室へ来院の連絡をすること。）
- ⑥ 注意事項
 - ・ 技術提案書（様式9～10-2）の各ページに通し番号を記載すること。
 - ・ 様式12及び内訳書は、封かんしたものを1部提出すること。
 - ・ 技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCDを1枚提出すること。
 - ・ 提出された技術提案書の変更、再提出は認めない。
 - ・ 提出された技術提案書は返却しない。

(2) その他

- ① 技術提案書の提出は、各提出者1案に限るものとする。
- ② 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ③ 提出書類について、本要領に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。

4 技術提案書作成に関わる質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年5月30日(木) 正午まで

(2) 提出書類

質問書(様式11)

(3) 提出方法

電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。

電子メール送信後、到着確認をすること。連絡先は上記技術提案書の提出先と同じ。また、質問のない場合は、提出する必要はない。

(4) 回答方法

6月7日(木)に参加者へ全ての質疑についてメール回答の後、本市ホームページ上にて質疑回答を公開する。